

## 「広島市平和の推進に関する条例（仮称）素案」について

田村和之（広島大学名誉教授）

筆者は、2021年2月12日、広島市議会に「広島市平和の推進に関する条例（仮称）素案」に関する「意見書」を送った。以下では、これを原文のまま掲載する。

### はじめに

この「意見書」では、まず1で条例案の基本的な問題について述べ、ついで2で条例案の「前文について」、そして3で本則の各条について、気づいたことを述べることにする。

私は、この条例（案）のような「基本条例」（国の「基本法」と同じ性格のもの）を広島市が制定することに賛成であり、ここでは条例をよりよいものとする見地から、問題点、修正すべき点などについて意見を述べる。

### 1 基本的な問題

#### ① 「平和」のとらえ方

本条例案第2条では、「平和」を「世界中の核兵器が廃絶され、かつ、戦争その他の武力紛争がない状態をいう」と定義する。

しかし、広島市議会議決の「広島市基本構想」では「『平和』とは、世界中の核兵器が廃絶され、戦争がない状態の下、都市に住む人々が良好な環境で、尊厳が保たれながら人間らしい生活を送っている状態をいう。」とする。また、「広島市男女共同参画推進条例」は、「平和とは紛争や戦争のない状態だけをいうのではない。すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる。」という（前文）。

これらを参考にして、「平和」の概念を再検討すべきである。

ところで、2021年2月10日付け「朝日新聞」広島版によれば、広島市議会政策立案検討会議代表の若林新三議員は、「『平和』の定義を絞った理由について『広島市政はすべてのベースに『平和』の考えが入っている。すべての分野を網羅すると焦点がぼやけるので、核兵器廃絶に絞った』と説明する。」しかし、「後法は前法に優先する」という法原則に基づいていけば、この条例が制定されれば「後法」となり、前法の「広島市男女共同参画推進条例」の「平和」についての定義は変更されることにな

る。若林議員はこのことを認識していないようである。

- ② 広島市が「平和を推進」する立脚点が、「原爆被害」を繰り返してはならないことにあるとすれば、核兵器廃絶と原爆被害者（被爆者）の救済・援護が「平和推進」の施策の基本に据えられなければならない。しかし、条例案では、この観点が欠落している。

「被爆者の救済・援護」を平和推進の観点からとらえないのは、本条例案だけではないようだ（「広島市基本構想」にもない）。なお、いまだ広島市は「原爆被爆者援護条例」を制定していない。

- ③ 「平和の推進に関する施策」を行うにあたっては、市民の主体的な「参加」が不可欠である。しかし、本条例案では、市民は広島市の施策に「協力」を求められる存在にとどまっているようであり、「市民参加」の視点が希薄である。なお、「広島市議会基本条例」第8条は「市民参加の機会の充実」を定めている。また、「広島市男女共同参画推進条例」がある。

- ④ 文言について。

随所に「本市」という文言がつかわれているが、市民には馴染みにくいので「広島市」に改めることを提案したい。

## 2 前文

前文は、条例の趣旨・目的、基本原則を明らかにするものであり、これを付けることは有意義である。そのうえで、いくつかの問題点、検討を要する点を指摘する。

なお、本条例案の前文は、全体的に文章が生硬で読みにくい。改善を求めたい。

（太字は案文からの引用）

- ① 「被爆者に対する結婚・就職等での差別により、後に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の適用を受けることが困難になるなどの被害もある。」（第2段落）

原爆は生命、身体だけでなく、広く人々の生活の諸分野に「被害」をもたらした。ところが、案文は「差別」を強調し、「差別」を受けた結果、被爆者援護法の適用を受けることが困難になっていることに問題があると読める。このような原爆被害のとらえ方は狭小にすぎる。

② 「放射性物質を含んだ黒い雨による被害の議論は、いまだに続いている。」(第2段落)

「黒い雨」被爆については、2020年7月29日広島地裁判決を踏まえた表現に改めるべきである。

③ 「広島平和記念都市建設法の制定を実現させ、市民の英知とたゆまぬ努力、国内外からの温かい援助などにより、めざましい復興・発展を遂げていった。」(第3段落)

この部分は、「広島市基本構想」の、次の文章を参考にして書き改めることを提案する。その際、「日本国憲法の平和主義のもとで」という文言を補充すべきである。

「広島市は、人類史上最初の被爆都市を『恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴』である『平和記念都市』として建設することを目的とした広島平和記念都市建設法を基に、復興に尽力した。」

また、広島市の「都市像」である「国際平和文化都市」を書き込むべきである。

④ 「ヒロシマの心」(第4段落)

ここでは、「ヒロシマの心」という文言が「核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う」という意味でつかわれている。

一方、「広島市基本構想」では、「被爆の実相を守り、広め、伝える取組を進め、被爆体験を基にした平和を希求する『ヒロシマの心』」と表現されている。

「広島市基本構想」のような表現に改めることを提案する。

⑤ 「広島平和記念資料館や原爆ドームへの来訪を推進するとともに、放射線被ばく医療に対しても国際貢献をしてきた。」(第4段落)

「資料館や原爆ドームへの来訪」だけを強調しているように読めるが、再考すべきである。また、「放射線被ばく医療」については「国際」貢献のみを強調しているように読めるが、適切でない。

⑥ 「被爆者の壮絶な体験と平和への思いを後世に伝えるため、被爆体験の継承及び伝承を行ってきた。」(第5段落)

ここでは「平和教育」「平和研究」をあげるべきである。

⑦ 「市民による平和の推進に関する活動の担い手が高齢化し、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴えることが難しくなっている。」(第6段落)

「担い手の高齢化」のみに焦点をあてた表現は適切でない。

- ⑧ 「今日、核兵器の廃絶に向けては、世界的にその機運は高まっているものの、実現までにはいまだ多くの課題がある。」(第7段落)

ここでは、本年1月22日に発効した核兵器禁止条約に言及すべきである。

- ⑨ 「行政を始め」(第8段落)

ことさら「行政」を強調する必要はない。

- ⑩ 「核兵器の廃絶と」(第8段落)

文言が重複している。

### 3 本 則

#### 第1条 (目的)

「本市の責務並びに市議会及び市民の役割を明らかにする」と定めるが、「市長その他の執行機関」の役割が欠落しているのはなぜか。

第1条に「市長その他の執行機関の役割」を書き加え、第3条の次に新しい条項を加え、「市長その他の執行機関の役割」を定めるべきである。

#### 第2条 (平和の定義)

前述(1の①)を参照されたい。

#### 第4条 (市議会の役割)

「市議会が機能を発揮する」とは、どのようなことを意味するのか。

#### 第5条 (市民の役割)

本条前段は「市民は、本市の平和の推進に関する施策に協力する」と定めるが、市民の中には「本市の平和の推進に関する施策」に異論を持つ者がいないとは限らない。そのような者が、広島市の「平和の推進に関する施策」に反対し、あるいは協力しないとしても、非難されるものでない。ところが、本条の「協力」義務を前提とすれば、反対・非協力は条例違反(違法)となる。罰則が用意されていない(訓示的規定)からといって、市民にこのような義務を課すべきでない。

#### 第6条 (平和記念日)

「平和記念日」(第1項)は、すでに「広島市の休日を定める条例」に規定されているが、あらためて本条例で定める意味は何か。

第2項と第7条（平和の推進に関する施策）は、どのような関係になるのか。

本条例は「基本条例」であるが、第2項は具体的な施策を定めており、整合性を欠く。それにもかかわらず、このような規定を定める意味、ねらいは何か。

第2項に「慰霊式」という文言が使われているが、「慰霊」は神道に由来する概念・文言であり、条例で用いるのは避けるべきである※。

第2項には、「市民の理解と協力の下に、厳粛の中で」とあるが、「市民の理解と協力の下に」とはどのようなことを意味するのか。また、「市民の理解と協力」が得られないときは、この式典は行わないということか。

第2項の「厳粛の中で行う」とはどのような意味か。

以上について、明確に説明されないときは、第2項を定めることに賛成できない。

### 第7条（平和の推進に関する施策）

第1号の「国内外の都市等との連携」は別として、第2号の「平和意識の醸成」、第3号の「被爆体験の継承及び伝承」は原爆との関連の定めである。

しかし、もう少し広く「平和の推進に関する施策」をとらえるべきである。例えば「原爆資料」「原爆遺跡」の保存・調査研究、あるいは平和教育や平和研究なども、平和の推進に関する施策として位置づけられていると理解できるような規定を置くべきでないか。また、前述したが、原爆被害者（被爆者）の救済・援護に関する施策も規定すべきである。

### 第9条（財政上の措置）

地方自治体はその事務を処理するために必要な経費を支弁するものとされている（地方自治法232条1項）。

そのうえで本条では「平和の推進に関する施策」の推進のため、財政措置を講じるとする。これにより、新たに何らかの財政措置を講じるのか。

なお、広島市には「ひろしま国際基金条例」「原爆ドーム保存事業基金条例」がある。

## 3 附 則

第2項により「広島市役所事務休停止条例」を廃止するが、これにより8月6日は「開庁日」となるのか。また、地方自治法4条の2により制定されている「広島市の休日定める条例」（1条2項）との関係はどうなるのか。

## おわりに

繰り返しになるが、私は、広島市が「平和推進条例」を制定することに賛成である。広島市議会が、多大な努力をして本条例案を起案し、市民の意見を募集していることに好感を抱いている。そのうえで、本意見を述べているのである。

上述のように、本条例案には、なお検討を要する部分、手直し・修正を求めたい部分が少なからずある。率直に言えば、多くの市民の意見や必要に応じて有識者などの意見を聞き、叡智を結集した、素晴らしい「平和推進条例」になることを願っている。